

令和 8 年度 慈絃保育園 重要事項説明書「入園のしおり」

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 慈絃園
事業者の所在地	千葉県我孫子市湖北台 3-13-13
事業者の連絡先	04-7188-0874
代表者氏名	理事長 松山益代

(2) 施設の概要

種別	保育所						
名称	慈絃保育園						
所在地	千葉県我孫子市湖北台 3-13-13						
連絡先	Tel 04-7188-0874(代表) 04-7169-3644(連絡用) Fax 04-7169-1590 E-Mail info@jickou.or.jp						
施設長氏名	園長 松山益代						
開設年月日	昭和 49 年 5 月 1 日						
利用定員 (2・3号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	6人	8人	10人	12人	12人	12人	60人
当園の基本理念・ 方針	<p>のびのびと自立できる子ども像をめざして・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明るく元気な子ども (健康な体づくりをめざします) ・自分で考え、工夫できる子ども (思考力・創造力を駆使して遊び試す活動) ・感動する心・いたわりの気持ちを持った子ども (身近な自然、小動物、友達など様々なかかわりの中で動かしている子どもの心を理解できるように努めます) 						

(3) 施設の概要

建物	敷地全体	1,135.56 m ²
	園庭	806.04 m ²
	構造	鉄骨造 2 階建
	延べ	461.8 m ²
	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建
	延べ	127.08 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	1 室	171.00 m ² (0,1,2 歳児)
保育室	1 室	121.00 m ² (3,4,5 歳児)
調理室	1 室	24.90 m ² (1 階)
乳児用トイレ	1 室	13.84 m ² (2 階)
幼児用トイレ	1 室	9.84 m ² (1 階)
事務室	1 室	26.40
調乳室・沐浴室	各 1 室	4.80 m ² (2 階)

(5) 職員体制(令和 8 年 4 月 1 日現在)

職種	基準	常勤・非常勤	短時間勤務 (週 20 時間未満)
園長	1 名	1 名	
保育士	5 名	8 名	3 名
給食調理	2 名	3 名	
保育補助	-	1 名	1 名
事務	-		2 名
用務			3 名

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

提供日	月曜日から土曜日まで(国民の祝日及び年末年始除く)	
開所時間	月～金曜日	7:00～19:00
	土曜日	7:00～17:00
基本保育時間	8:30～16:30 (8時間)	
延長保育(標準時間認定)	朝:7:00～8:30 夕:(月～金)16:30～19:00 (土)16:30～17:00 *1歳のお誕生を迎えるまで、延長・土曜保育はご利用できません。	
休業日	日曜日および国民の祝日	
	年末年始(12月29日～1月3日)	

(7) 利用料等(令和8年4月1日より)

利用者負担(月額保育料、口座より引落とし)	園児が居住する市町村が定める利用者負担(保育料)	
実費徴収(その都度、現金徴収)	絵本代	3～5歳児 400～500円 決定後、お知らせします
	行事費用	遠足参加費(バス・入館料等)
	体操着	体操服(長)4270円(短)3740円 ズボン(長)4070円(短)1800円
	園児用品(個人所有の保育教材費)	クラス帽 680円(日除け付き 1100円) 連絡袋 230円 自由画帳(2歳児～)360円 はさみ(2歳児～)420円 くれよん(3歳児)880円 ペンカラー(3歳以上児)810円 補充 110円 お道具箱(3歳児～)460円 のり(3歳児～)70円 なわとび(4歳～)680円

		クレパス(4歳児～) 770円 こま(5歳児) 330円
--	--	---------------------------------

延長保育料金 (月末現金徴収)	保育標準時間認定 平日:19:00以降・土曜:17:00以降	園児一人につき 15分 500円
	保育短時間認定 午前 7:00～8:30・午後 16:30以降	
給食費 (月初、現金徴収)	2号認定児は、月額 5,500円。	
保護者会費 (慈絃会)	会則に準じ、慈絃会役員が徴収。	

(8) 支払方法

利用者負担(月額保育料) 銀行口座より自動引き落とし。 実費及びその他の利用料は、保育園にて現金徴集します。

(9) 提供する教育・保育の内容

<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育方針に基づき、園児の心身の状況等に応じて、教育・保育を提供します。 ・個々の発達に呼応した保育を提供します。 ・子どもの興味・関心を保障し、それを深める保育活動を展開します。 ・自分で感じて考えて表現する保育を提供します。 ・異年齢・地域の高齢者と、積極的に関わる保育を提供します。

(10) 年間行事予定

月	行事内容 諸事情により変更する場合があります。
4月	～5日(土曜):弁当週間(給食室清掃・施設整備メンテナンス) 11日(土曜):「はじめての一步」のつどい
5月	30日(土曜):じこうっこの会(今の育ちを見つける時間) ・歯科健診・内科健診
6月	27日(土曜):じこうっこの会(今の育ちを見つける時間)
8月	10日(月曜)～15日(土曜):お弁当週間(市場休業・給食室清掃)
9月	26日(土曜):じこうっこの会(今の育ちを見つける時間)
10月	20日(火曜):バス遠足(うめ・さくら組)
11月	7日(土曜):うんどうまつり
12月	・乳児健診 19日(土曜):じこうっこ展 25日(金曜)～1/6(水曜):お弁当週間(市場休業・給食室清掃)
1月	～6日(水曜):お弁当週間(市場休業・給食室清掃) 30日(土曜):じこうっこの会(今の育ちを見つける時間)
2月	・内科健診 ・お別れ遠足(うめ・さくら組) 27日(土曜):重要事項説明会
3月	13日(土曜):卒園式(うめ・さくら組) 23日(月曜)～4/3日(土曜)お弁当週間(給食室施設整備・消毒)
他	毎月:身体計測・避難訓練 様々な状況により、日程変更や中止になる場合があります。 土曜日開催の行事日は親子参加とし、通常保育は実施しません。 重要事項説明会日の保育は、開催時間内で出席保護者の園児とします。 卒園式は、うめ組・さくら組、親子での出席となります。

(11) 利用の開始及び終了に関する事項

利用者の内定	市が行う利用調整による。
利用決定	市が行った利用調整により当園の利用が決定され、保育の実施について委託を受けたときは、これに応じます。
退園理由	・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む)。 ・保護者から退園の申出があったとき。 ・利用継続が不可能であると市が認めたとき。 ・その他、園の体制では安全かつ適切な保育の提供が困難となり、市と協議のうえ継続が難しいと判断されたとき。

(12) 利用に当たっての留意事項

本園は、子どもが集団の中で生活し、育ち合う場です。

家庭と園が分断されることなく、ともに子どもの生活を支えることを大切にしています。

子どもの育ちは、与えられるものではなく、関わり合いの中で育まれるものと考えます。

本書に記載する運営方針、食事提供、生活のあり方は、すべてこの考えに基づいています。

安全で安定した保育環境を維持するため、以下の点についてご理解・ご協力をお願いいたします。

1. 登園・降園および連絡について

- 登園は原則として午前9時までに完了してください。
- 欠席・遅刻の連絡は、事前または当日9時までに行ってください。
- 登降園時は、送迎する大人が必ずタイムカードを打刻してください。
- お迎えの方が保護者以外の場合は、事前に園へ連絡してください。確認ができない場合はお子様をお渡しできません。
- 園からの連絡は、返信や同意を求めるお手紙を除き、原則として連絡アプリ「ルクミー」により行います。行事案内や日常連絡等は、ルクミーでの配信をもって周知とします。

2. 健康管理・登園基準

- ご家庭で 37.5℃以上発熱、下痢、体調不良がある場合、登園を控えてください。
- 登園後に 38℃以上の発熱、2 回以上の下痢、体調不良等があり、集団生活が困難と判断した場合は、お迎えをお願いします。
- 体調不良による欠席・早退後は、24 時間以上平常に戻ってから登園してください。
- 感染症については、法令および関係ガイドラインに基づき対応します。

3. 医療・投薬について

- 保育園は医療機関ではありません。
- 原則として、投薬が必要な場合はご家庭での療養をお願いします。
- 家庭で薬を服用したうえで登園する場合は、所定の用紙に記入のうえ提出してください。
- 医師の指示により昼食前後の服薬が必要な場合は、与薬表と 1 回分の薬を手渡ししてください。
- 命に関わる、または緊急性が高いと園が判断した場合を除き、園の判断で医療機関への搬送は行いません。
その場合は、保護者へ連絡のうえ、お迎えをお願いする対応とします。

4. 服装・持ち物について

- すべての持ち物には記名をしてください。
- 事故防止の観点から、紐・装飾のある服の着用、また鞆や持ち物に破損や紛失の恐れがある物品を付けることは禁止します。
- 上記物品について、万が一破損・紛失した場合であっても、園では責任を負いません。
- また、これらが原因で他児に事故等が発生した場合には、責任の所在を求める場合があります。
- 園内におもちゃや私物を持参することは禁止します。登園前に鞆の中を必ず確認してください。

- 2歳児クラス以上の園児は、園指定の体操服を着用していない場合、安全確保の観点から園外活動に参加することはできません。指定外の服装で登園した場合は、当日の園外活動には参加せず、園内での活動となります。
- 園内の様子を記録する目的で、録音機器・録画機器等を子どもの所持品や鞆等に入れて登園させることは禁止します。
- おむつ・パンツが不足した場合、または衛生上不適切と園が判断した場合は、園の備品を使用します。使用した物品については、未使用の同様の品を近日中にご持参ください。
- 水筒は、清潔な状態でご持参ください。カビの付着等、衛生上不適切と園が判断した場合は、使用できません。水筒を忘れた場合、または衛生上使用できない場合は、園より水またはお茶を提供します。上記いずれの場合も、近日中に未開封の同等の飲料をご持参ください。本対応は、子どもの健康および安全確保を最優先とする判断に基づきます。

5. 食事・アレルギー対応

- アレルギー対応は、医師の診断書に基づいて行います。
- 除去食や宗教食等で個別対応が困難な場合は、家庭対応（弁当持参）をお願いすることがあります。
- 離乳食は、家庭で提供済みの食材を使用し、お子様の発育・発達の状況に応じ、18か月まで対応します。
- 3歳以上クラスについては、火曜日から金曜日まで副食を提供します。主食はご家庭からご持参ください。
- 本園では、以下の日は給食の提供を行いません。弁当持参をお願いしています。
 - ① 2歳児クラス以上の園児：毎週月曜日
 - ② 土曜保育利用の全園児
 - ③ 春・夏・冬の長期休業期間中の指定日（年間計画で通知）

上記は本園の保育運営方針に基づくものであり、年間計画および園からの通知をもって周知とします。

弁当の内容は各家庭の事情を尊重し、衛生面に配慮した簡便な内容で差し支え

ありません。

6. 集団保育における考え方

- 保育園は集団生活の場であり、すべてのケガやトラブルを完全に防ぐことはできません。
- 子ども同士の関わりや成長過程としてかみつき、ひっかき、けんか等が起こることがあります。
- 「子どもの最善の利益」とは、集団で生活する子どもたち全体の最善の利益でもあります。
- 医療的・法的理由のない個別保育（特別扱い）は実施しません。
- 配慮や支援が必要と考えられる子どもについては、保護者と共有のうえ、発達センター等の関係機関と連携しながら、集団保育の中で適切な支援を行います。
- また、保育の中で、子どもが虐待を受けている可能性がうかがえる様子（不自然な外傷、著しい不安や萎縮、言動等）を把握した場合には、事実確認よりも子どもの安全確保を優先し、関係機関へ通報・連携を行います。これは、子どもの安全を守るため、法令に基づき保育事業者に求められている対応です。これらの対応については、園として必要な記録を作成・保管します。

7. 保護者の皆さまへのお願い

- 園内および行事会場では、安全ルールとマナーを守ってください。
- 他の園児・保護者・職員、または本園を誹謗中傷する内容や、個人を特定できる情報・写真を SNS 等へ投稿することは禁止します。
- 上記行為が確認された場合には、本園として法的手段を含む対応を行います。
- 園運営に関わる重要な情報（体調不良、投薬、家庭での出来事等）は、必ず登園時にお知らせください。
- お子様の育ちに関する気づきは、小さなことでも共有します。聞きづらい内容であっても、早期の気づきが将来につながることをご理解ください。
- 保護者の就労が休みの日は、原則として家庭保育へのご協力をお願いします。
- やむを得ず利用する場合は、利用時間を短時間とし、当日の連絡先およびお迎え

までに要する時間を登園時にお知らせください。体調不良等により園から連絡した場合は、30分以内にお迎えに来られる体制を確保してください。

- 私的な外出や用事を理由とする土曜保育の利用はできません。
- 給食費およびその他諸経費は、定められた期日までにお支払いください。未納が継続する場合は、園として対応を検討します。

8. 園と保護者の関係について

- 本園では、家庭と連携しながら子どもの育ちを支えます。
- 不安や疑問がある場合には、園長・担任との面談のほか、第三者委員に相談することもできます。第三者委員は、園運営から独立した立場で、必要に応じて意見や助言を行います。
- 園内での相談や第三者委員への相談を経てもなお解決が難しい場合には、市町村の担当窓口へ相談することができます。なお、園としては、まずは園内での対話や制度に基づく相談を通じて、課題の解決を図ることを大切にしています。
- 近年の国の法令および「職場におけるカスタマーハラスメントに関する指針」を踏まえ、社会通念上相当な範囲を超える言動により、職員の就業環境が害される場合には、園として組織的に対応します。
- 状況により、対応方法の変更、対応時間や回数の制限、複数名での対応、対応の打ち切り等を行うことがあります。
- 以上の内容について、園として「子どもたちの最善の利益」を守れない、または園と保護者の信頼関係の維持が困難であると判断した場合には、対応を検討することがあります。
- 本書に記載した事項についての最終的な判断は、園が行います。

(13) 嘱託医

内科	小児科医 すすきこどもクリニック
歯科	歯科医 尾上匡史

(14) 緊急時における対応方法

教育・保育の提供中に、園児に体調の急変や重大な事故等が生じた場合は、子どもの安全を最優先とし、園の判断により必要な応急措置を講じます。

緊急性が高いと判断した場合は、医療機関への搬送を行うとともに、速やかに保護者へ連絡します。

重大事故が発生した場合は、法令に基づき我孫子市へ報告します。

賠償すべき事故が発生した場合には、所定の手続きに従い損害賠償を行います。

当園は、事故の状況および対応内容を記録し、原因の検証と再発防止策を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	我孫子市東消防署湖北分署
所在地	我孫子市湖北台 3-1-2

【管轄する警察署】

警察署名	我孫子警察署湖北台交番
所在地	我孫子市湖北台 3-1-7

(15) 非常災害対策

防火管理者	松山益代
消防計画届出年月日	平成19年6月7日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施。
防災設備	消火器・誘導灯・火災報知器
避難場所	当園で待機します。
緊急時の連絡手段	ルクミー・ホームページでの情報提供。
非常食の備蓄	在園児・職員の3日間分
臨時休園の判断基準	台風等で我孫子市が警戒レベル3以上・震度5以上の地震 当園前：臨時休園になるのでご家庭で待機ください。 保育中：園児の引き渡し開始、完了次第閉園。

(16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情解決責任者	松山益代(園長)
相談・苦情受付担当者	海沼恭史(主任保育士) 羽田野茂美(保育士)
第三者委員	鈴木幸子 星野英吾

【要望・苦情等への対応方法】

<ul style="list-style-type: none">・相談、要望および苦情については、事前に日程調整し、時間と場所を確保して対応します。・内容に応じて、園長・担任・関係職員が複数名で対応します。・受付した内容は記録し、必要に応じて改善に努めます。・法令に基づき報告が必要な場合は、市へ報告します。・苦情の概要および対応状況については、個人が特定されない形で公表する事があります。

(17) 賠償責任保険の加入状況

保険の種類	内容	金額
保育園児等傷害保険	保育園の管理下及び通園途上におけるケガ、熱中症、特定感染症、細菌性及びウイルス性食中毒。地震、噴火、津波。	入院 1日 3,000 円 通院 1日 2,000 円
主催行事参加者傷害保険	保育園が主催する行事の管理下及び往復途上におけるケガ、熱中症、細菌性及びウイルス性食中毒。地震、噴火、津波。	入院 1日 1,500 円 通院 1日 1,000 円
保育園賠償責任保険	保育運営に際し、所有、使用または管理する施設に起因する事故や保育業務遂行中の事故、提供した飲食物による事故、園児や第三者から預かる借りた物の事故、借りた建物の事故。	対人事故： 1事故 7億円まで 対物事故： 10万～1千万円まで

(18) 個人情報の取り扱い

教育・保育の提供にあたり、職員および職員であった者が知り得た個人情報および秘密については、在職中および退職後も適切に管理し、法令に基づく場合を除き、保護者の同意なく第三者に提供することはありません。

個人情報は、教育・保育の実施および必要な関係機関との連携の範囲内で利用します。

写真・映像の使用については、別途同意書に基づき取り扱います。

(19) その他保護者に説明すべき事項

・行政指導または行政の判断により、保育園が休園または一部休止となる場合があります。

・本園には、保護者により自主的に運営される「慈絃会」があります。慈絃会は、園行事における記念品の準備、クラス活動費の補助、保護者向け研修開催等を目的として活動しています。活動内容や会費の使途については、役員を中心に保護者が主体となって運営・管理しています。在園家庭の皆さまには、活動への参加および会費の納入についてご理解とご協力をお願いしています。なお、慈絃会は園とは別組織であり、運営および会計は保護者が行います。慈絃会からの記念品や研修参加等は、会員家庭を対象とします。

・保育園で撮影した写真・動画の取扱いについては、肖像権承諾書に基づき運用します。

・園児または園児の同居家族に感染症が発生し、他の園児への感染拡大のおそれがあると園が判断した場合には、登園の停止、保育の一部制限、または休園等の措置を講じることがあります。

・非常災害その他やむを得ない事情がある場合には、教育・保育の提供を行わないことがあります。

(20) 重要事項の改訂

本書の内容は、法令改正または運営上の必要に応じて改訂することがあります。

改訂内容は、文書または連絡アプリ等により通知します。

保育の提供条件に重要な変更が生じる場合には、改めて説明および確認の機会を設けます。